

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の
審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

1. 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり、障害福祉サービスの審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論を行い報告書を取りまとめ、新たな審査支払事務において「対応1 請求時の機能強化」、「対応2 一次審査等の実施」、「対応3 一次審査結果資料等の作成」、「対応4 台帳情報整備の改善」、「対応5 自治体職員等への研修」の5つの対応が必要とされた。

2. 審査支払事務の見直し（国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査）

- 新たな審査支払事務で、国保連合会は、「一次審査」を行う。「一次審査」では障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常とする。また、これまで事務点検で「警告」とされていたものうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや、報酬算定ルールに則していないものについては「エラー（返戻）」とする（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）等、不適切な請求については「エラー（返戻）」とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超えている場合など、市町村等において特に確認が必要なものについて「警告（重度）」として「警告」と区分する。
国保連合会は、これまで事務点検では実施しておらず、市町村等が審査していた「同一日・同一時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。
- 市町村等は、「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。これを「二次審査」という。
- 国保連合会は、市町村等における「二次審査」が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する。
- 市町村等は、国保連合会から提供される一次審査結果資料を基に適正な「二次審査」を実施する必要がある。

3. 新たな審査支払事務の全体概要

[illegible]

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応1 請求時の機能強化

1-1 請求時の点検機能強化

国保連合会の一次審査で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、点検機能を強化する。

1-2 事業所台帳情報参照機能の追加

サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようにする。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応2 一次審査等の実施

2-1 仮点検の活用

一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮点検を活用することで、請求情報の誤りを早期に見検できる。

2-2 一次審査の実施

国保連合会において新たに一次審査を実施する。一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による返戻として処理する。
また、警告からエラーへの段階的な移行や、よりきめ細かくチェックできるようチェック内容の見直し、さらには市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告（重度）」として区別する。

2-3 点検内容の拡充

現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックのうち、機械的にチェック可能なものについて、チェック内容を拡充し、一次審査を的確に実施できるようにする。

2-4 査定の導入

障害者総合支援においても新たに査定を導入することが考えられる。
ただし、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応3 一次審査結果資料等の作成

3-1 一次審査結果資料の作成

国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに「一次審査結果資料」を作成する。さらに、市町村等における二次審査を効率的に実施できるようにするため、一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、既存の審査用資料の内容を基に見直しを行う。

3-2 審査事務に係る事務処理マニュアルの作成

国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を記載した、審査事務に係る事務処理マニュアルを作成する。

対応4 台帳情報整備の改善

4-1 台帳情報整備期間の前倒し

台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負担の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒して実施する。

4-2 台帳情報等参照機能の追加

台帳整備で発生するエラー、または事務点検による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報を参照できるようにし、さらに登録や修正ができる仕組みを構築する。

また、事業所からの請求情報についても参照できるようにする。

4-3 台帳整備に係る事務処理マニュアルの作成

国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等を記載した、市町村や都道府県向けの台帳整備に係る事務処理マニュアルを作成する。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応5 自治体職員等への研修

5-1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修

自治体・国保連合会の新規担当職員等に対し、制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援に係る給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。

5-2 事業者への研修

制度内容や請求方法に関する事業者の理解度を向上させ、請求情報作成時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修を実施する。(例えば、eラーニング等)

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

4. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

○ 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。

 国保連合会システムリリース  マニュアルのリリース  複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容	実施時期					
		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	検討					
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討					
3	一次審査等の実施						
4	仮点検の活用						
5	点検機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討					
6	警告からエラーへの移行	検討					
7	点検内容の拡充	検討					
8	査定の導入(支給量管理のあり方等の各種課題に対する検討を含む)	課題の検討					
9	一次審査結果資料の作成	検討					
10	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討					
11	台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知					
12	台帳情報等参照機能の追加						
13	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討					
14	事業者への研修	パンフレットの作成・配布					
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

このページは空白です。

2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

このページは空白です。

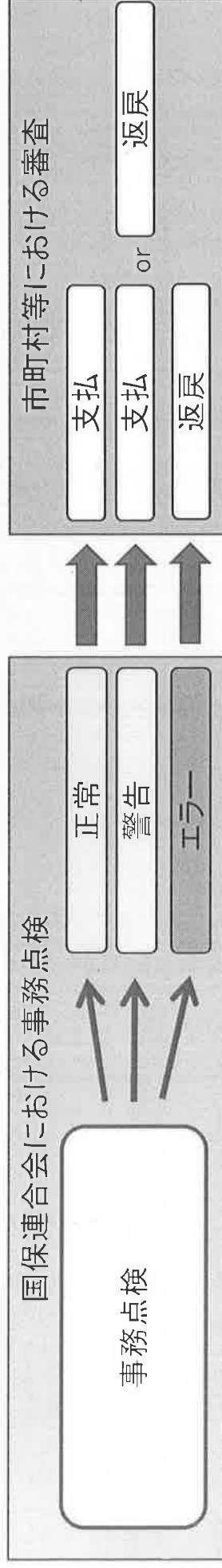
2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

(1) 国保連合会と市町村等の審査の範囲(役割分担)

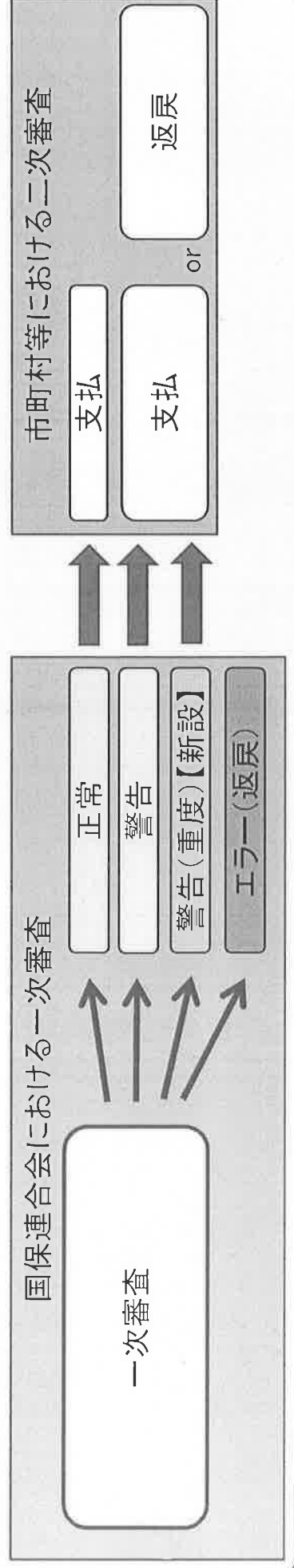
○ 国保連合会においては、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ一次審査(受付審査、資格審査、支給量審査)を行い、その結果問題ないとして判定された請求情報については正常とする。また、各種台帳情報との不整合については、「エラー(返戻)」とする。さらに、これまで行っていた事務点検で「警告」とされていたものうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや報酬算定ルールに則していないものについては「エラー(返戻)」とする。

○ 一次審査の結果、判断がつかないものについては「警告(重度)」、または「警告」とし、市町村等における二次審査において、支払とするか「返戻」とするかの判断等を行うことになる。また、一次審査で正常と判断された場合も、二次審査で確認を行う。

【改正法施行以前】



【改正法施行以降】

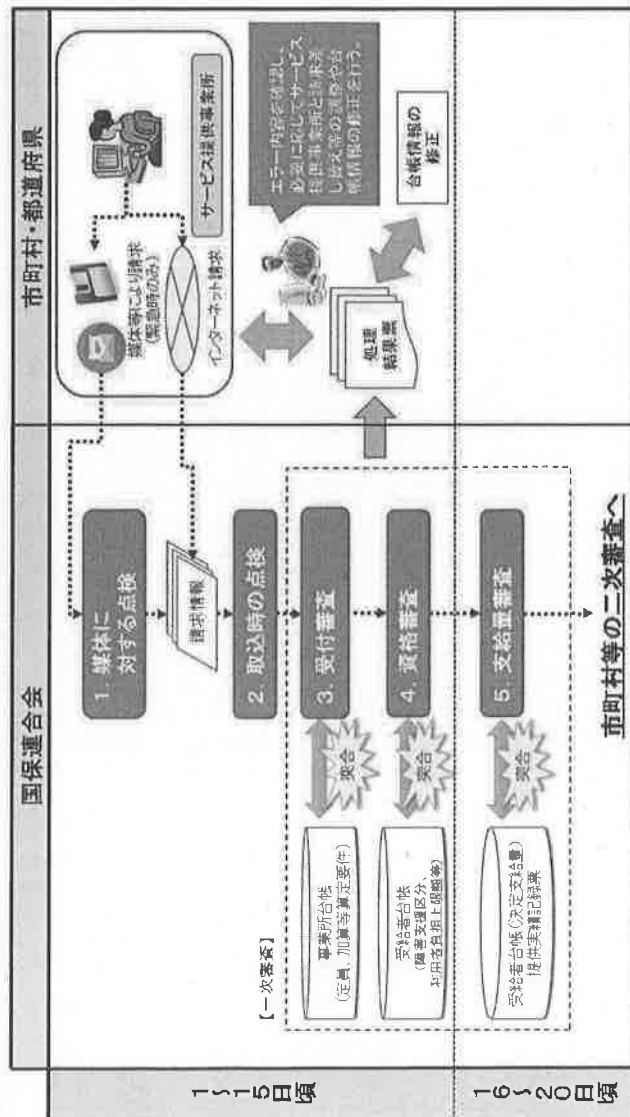


2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

(2) 一次審査の概要

○ 国保連合会で実施する一次審査(受付審査、資格審査、支給量審査)の内容は、以下のとおり。

- ※ 受付審査 : 主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールに基づいていることを確認する。
 - 資格審査 : 主に受給者台帳と突合し、支給決定の内容に基づいていることを確認する。
 - 支給量審査 : サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認する。
- また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施する。



○ 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会の一次審査において、新たに以下の対応を行う。

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたものうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など

2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

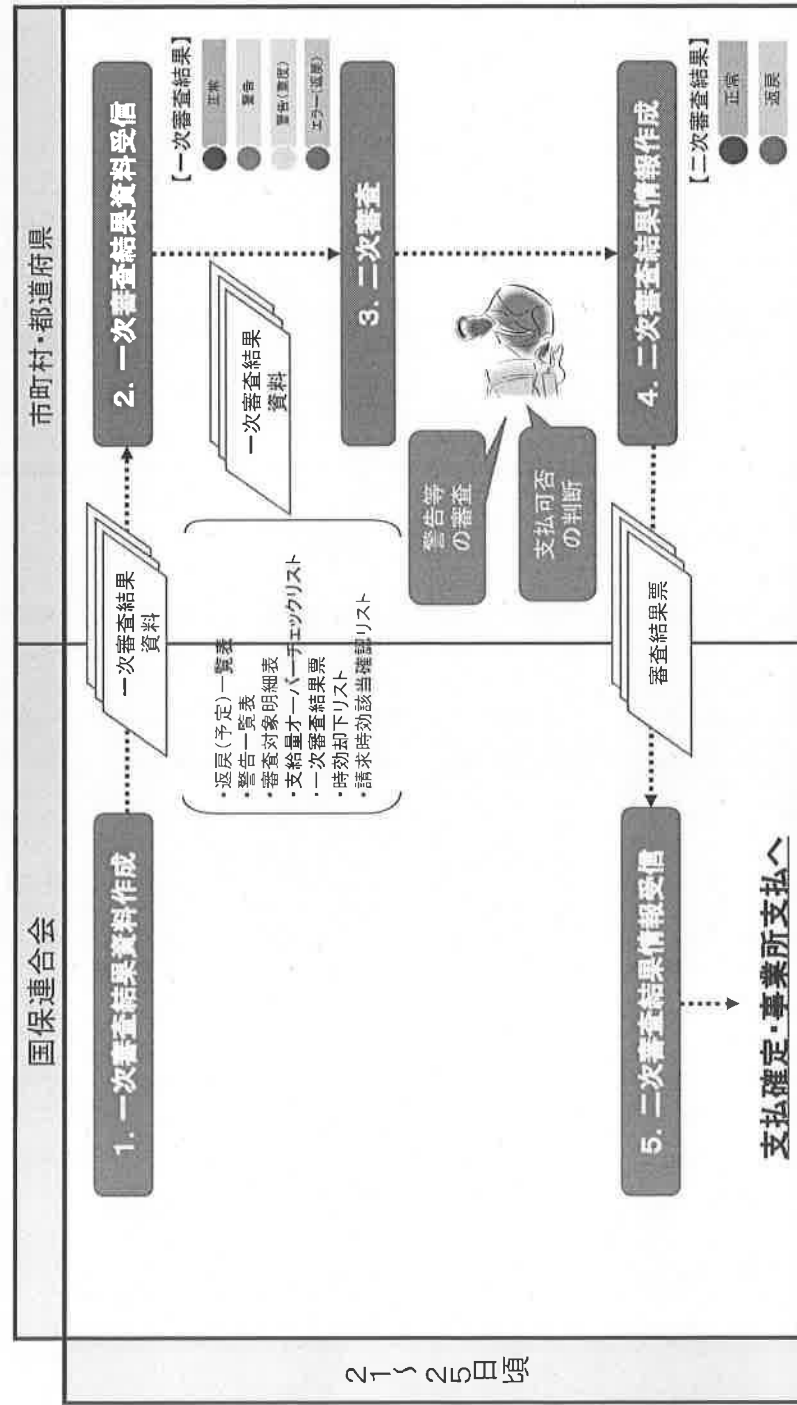
(3) 二次審査の概要

- 市町村等では、国保連合会から提供される一次審査結果資料をもとに二次審査を実施する。

国保連合会の一次審査の結果、市町村等において特に確認が必要なものについては「警告（重度）」として「警告」と区分し提供されるため、重点的に確認する。

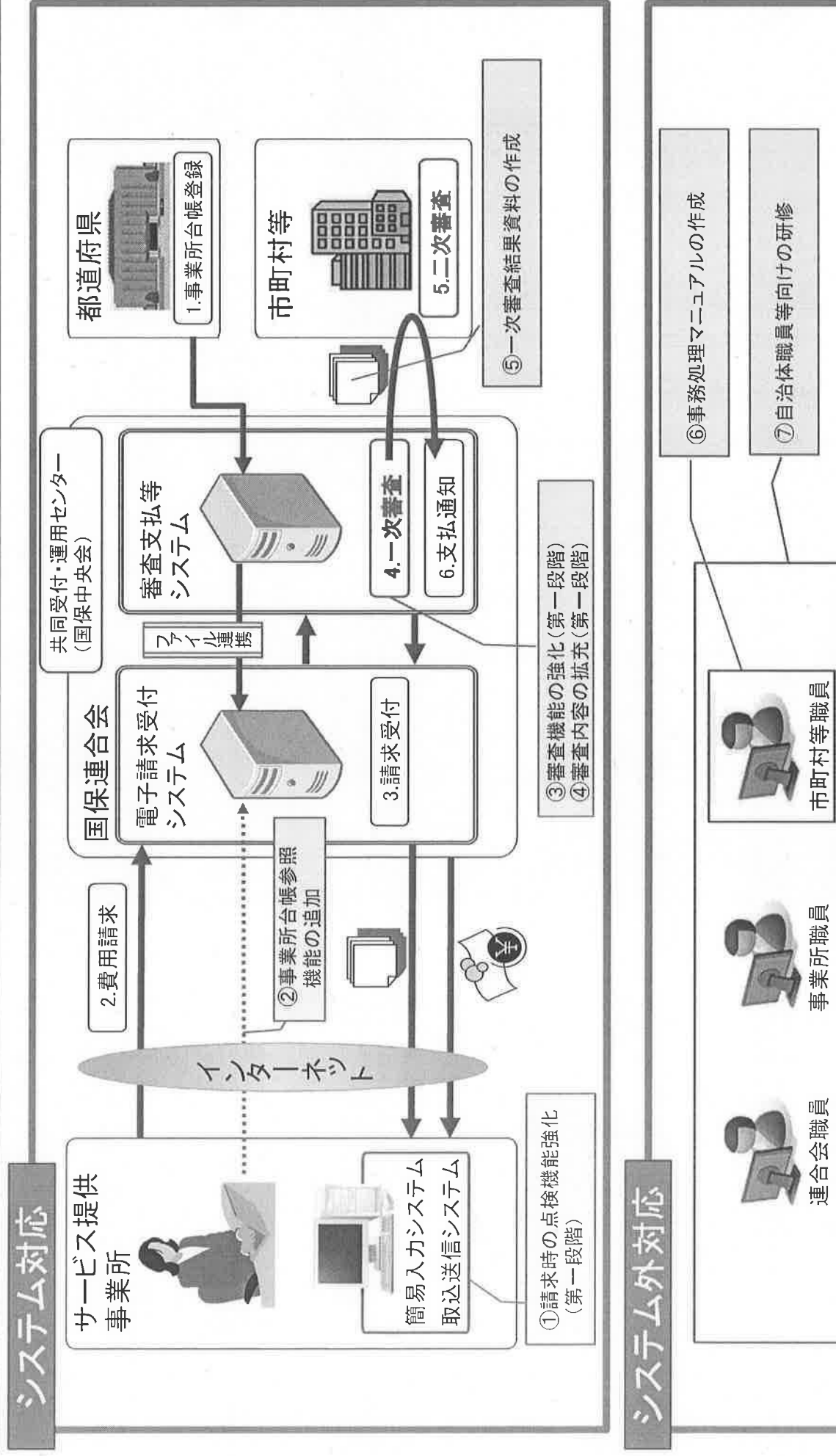
（「警告（重度）」の例）

- ・報酬の算定ルール上、市町村の裁量となっているもの
- ・複数事業所が関係する請求であり、どの事業所の請求が誤っているのか機械的に判断することができないもの



2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

○ 平成30年度からの国保連合会での審査事務の開始（第一段階の実施）に向けては、以下の対応を行う。



2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

項目	対応内容
サービス提供事業所	①請求時の点検機能強化(第一段階) ・簡易入力システムについて、以下の対応を行うことで点検機能を強化する。 ・請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。 ・入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲を拡充する。 ・国保連合会のシステムで新たに追加するチェックについて、対応可能な範囲で点検強化を行う。 ・取込送信システムについて、単位数表マスタとの突合チェックに係る点検機能を強化する。
国保連合会	②事業所台帳参照機能の追加 サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくなるため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムから参照できるようにする。 ③審査機能の強化(第一段階) ・事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。 エラーへ移行対象となるエラーコードについては、 【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)についてを参照。 ・報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係するため、判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。 これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
サービス提供事業所、国保連合会、市町村等	⑤一次審査結果資料の作成 市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。 ⑥事務処理マニュアルの作成 市町村等向けに、台帳整備や審査事務に係る事務処理マニュアル(初版)を作成する。 ⑦自治体職員等向けの研修 ・自治体及び国保連合会の新任担当職員向けに、障害者総合支援に係る給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。 ・事業者向けに、正しい請求を行うためのポイント等をまとめた小冊子を作成する。